

運用基準 18 介護老人保健施設【個別付議基準】

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 22 項に規定する介護老人保健施設に係る開発行為については、申請の内容が次に掲げる 1～5 の要件に該当するものであること。

また、6 の場合にあつては、1～5 の全ての要件に該当するものであること。

- 1 当該施設の設置及び運営が、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）に適合したものであること。
- 2 前号の厚生省令第 30 条に規定する協力病院が、原則として当該施設と同一敷地内にあるか又は隣接していること。ただし、神戸市介護保険事業の整備目標の範囲内で本市の保健福祉施策上特に必要であると判断した場合は、この限りでない。
- 3 当該施設の開設が確実に許可される見込みであること。
- 4 当該施設の立地について、神戸市の福祉施策及び都市計画の観点から支障がないと認められるものであること。
- 5 道路その他必要な公共施設等を申請者自らが整備するものであること。
- 6 兵庫県が定める療養病床転換推進計画に伴い、市街化調整区域において既に所在する医療療養病床又は介護療養型医療施設を転換して介護老人保健施設を実施するものであること。